

平成 31年 3月 11日

二宮町長
村田 邦子 様

二宮町まちづくり評価委員会

会 長 湯川 恵子



第5次二宮町総合計画中期基本計画の行政評価に係る意見書の提出について

このたび、「第5次二宮町総合計画中期基本計画」の政策評価について、二宮町まちづくり評価委員会として、政策評価シートのとおり意見書を作成いたしました。

委員会においては作成にあたり、委員それぞれの立場で、また町民の視点からさまざまな意見が述べられ、検討した結果を、「第5次二宮町総合計画中期基本計画の政策評価に係る意見書」として別添のとおり提出いたします。

ご高覧のうえ、「第5次二宮町総合計画後期基本計画」の策定及び事業の推進にご反映ください。

第5次二宮町総合計画中期基本計画の

行政評価について（意見）

第5次総合計画の基本構想に掲げる4つのまちづくりの方向性について、各委員の立場やこれまでの経験を活かし、町民の視点から議論を深め、二宮町の今後の取り組みに対して有効なものとなるように評価しました。

評価にあたり、はじめに評価システムや、評価の基礎資料となる町民満足度調査の方法についても議論になりました。取り組みに対して適切な評価を行うためには、町が検討している評価システムの刷新とともに、町民満足度調査についても、見直しが必要と結論づけられました。

また、各政策に紐づけられた施策および事業について、一定の成果は認められるものの、政策目標の達成に繋がらないなどといった課題も見られます。財源が限られる中、政策に基づく施策の整理とともに、町民のニーズを的確に把握し施策に反映させることに力を入れるべきだと考えます。

一方、基本構想の3つの理念に掲げられた「まちづくりの力」「地域の力」をうまく活用して展開している事業も見受けられ、その成果は評価できます。引き続き「まちづくりの力」「地域の力」を効果的に活用し、行政による「自治体経営の力」とともに、町民や地域と連携したまちづくりを進めていくことを望みます。

そのためにも、時代に即したさまざまな媒体による的確な情報発信を進めるとともに町民の意見を反映させた行政サービスを提供できる職員スキルを向上させる必要があると考えます。

この評価結果が「第5次二宮町総合計画」の締めくくりとなる後期基本計画に活かされ、二宮町に関わるさまざまな人材を「人財」としてとらえ、より前向きで活気あるまちづくりが推進されることで、町の魅力の向上に寄与することを期待いたします。

二宮町まちづくり評価委員会

政策評価について

1. 生活の質の向上と定住人口の確保

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	B
------	---

生活の質の向上と定住人口の確保について、地域や町民との連携や情報発信など具体的な取り組みとその成果については評価できる部分がある一方で、対話の促進など一部を改善し、さらに推進する必要がある。

○年齢や分野で分かれてしまっている施策については、包括する部署を設置するなど、一貫性を確保し、情報の共有やニーズに即した支援が求められる。そのためにも現場に向いて町民の声を積極的に聞き取って施策を実施する体制づくりが望ましい。

【重点的方針 施策1-1、1-3】

○教育分野においては地域と連携して取り組む町立小中学校のコミュニティ・スクール化が実現化するなど、基本構想に定める3つの理念にある、地域と連携した行政運営は評価できる。

【重点的方針 施策1-2】

○地域や町民はSNSなどを活用し、町の取り組みを幅広く発信しており、これからは町も幅広い媒体を活用し情報発信に取り組む必要がある。

【重点的方針 施策1-4】

○情報発信の分野においても、町だけでなく地域や町民の力を借りた幅広い情報発信などにより、シティプロモーションの成果に結びついている。

【重点的方針 施策1-4】

○地域コミュニティの醸成支援については、防災や通いの場といった取り組みにおいて、町が力を入れていることがわかるほか、待機児童対策などの取り組みにおいても評価できる点が複数ある。

【重点的方針 施策1-5】

この政策は、それぞれの施策が緊密に関係しており、地域や町民、町が密接に連携することが特に求められる分野であるため、後期基本計画においても連携を継続、発展させていくことが大切である。

2. 環境と風景が息づくまちづくり

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	C
------	---

環境と風景が息づくまちづくりについて、取り組みや成果について前向きに評価できる施策はあるものの、政策を推進するためには施策の整理や事業の必要性を精査することが望ましい。

○地域で活動する団体に対する支援については、単団体への交付金という形の援助だけではなく、交流や相互理解が進む関係づくりに力を入れることが望ましい。また、地域のスポーツ活動は高齢化が進み衰退傾向にある。今後は地域の人材（人財）を活用した指導力の向上を図るなど、継続、発展できるよう行政としての協力が必要である。

【重点的方針 施策2-1】

○町の魅力である環境や風景を守り適切に管理するためにも、農林水産業と関連する特産品事業への支援は大切な施策である。後継者不足などの課題があるため今後も協力して維持、発展に努めることが望ましい。

【重点的方針 施策2-1】

○施策「二宮を知り、二宮に触れ、二宮を体験できる環境づくり」と「子育てと仕事の両立の推進」については、内容も充実しつつあり効果的に取り組んでいて評価できる。これからも利用者の意見を聞きながら継続して推進していくことが望ましい。

【重点的方針 施策2-1、2-2】

○働き方改革を促進するため、行政や学校現場が率先して改革を進めることが望ましい。

【重点的方針 施策2-3、2-4】

○地域に仕事を生み出す取り組みについては、内容や成果がなかなか見えてこない。起業支援ばかりではなく、起業後の継続した支援や町内の産業の活性化に必要な施策を求める。

【重点的方針 施策2-3、2-4】

○再生可能エネルギーの導入支援については、その重要性は認識するものの、二宮町にとって本当に必要なかどうか精査する必要がある。

【重点的方針 施策2-5】

この政策は漠然としていて、政策としての特色が出ない。施策や事業が政策目標の達成に繋がらないといった課題があるため、評価できる施策は進めつつ、施策の在り方も含め検討を要する。

3. 交通環境と防災対策の向上

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	B
------	---

公共施設の統合・改修や未利用町有地の有効活用を目指す公共施設再配置計画を策定し基盤が整えられたことは評価できる。しかし施策や整備計画の推進にあたり、財政面の懸念、町民生活への影響などの不安から町民の理解を得られているとはいえ、推進するためには改善が必要である。

○東日本大震災から8年が経過し、地震への防災意識が薄れる中、気象変動等による自然災害全般のリスクは二宮町でも高まっている。危険個所の整備や子どもの安全対策を早急に進める必要がある。また、防犯の観点からも、対策の実効性を高めるため、地域や町民と町が協働して、安全なまちづくりを進めることが大切である。

【重点的方針 施策3-1】

○公共施設の総合的なマネジメントは最も注目されている施策の一つと言える。特に庁舎の移転については、検討が進んできているものの町民の理解がどこまで得られているのかは疑問である。耐久性、利便性を高めつつ、町の財政状況にも配慮し、町民との丁寧な対話を重ねたうえで公共施設整備を進めることが望ましい。

【重点的方針 施策3-2】

○秦野二宮線を軸として交通アクセスの利便性はあるものの、車利用者とそうでない人との移動における利便性の格差が広がっている。今後の少子高齢化や公共施設の再配置、庁舎移転を念頭に、誰もが移動手段を確保できる公共交通の交通網の整備を進める必要がある。

【重点的方針 施策3-2】

○緊急性や必要性が高い課題に対して、重点的に取り組むべく、予算や人員を適切に配置し、ポイントを絞って推進していく努力が大切である。

【重点的方針 施策3-2】

この政策は長期的なスパンでの取り組みや計画が求められる。町は常に町民の声に耳を傾け、対話を深めることにより町民の十分な理解を得ながら事業を推進していく姿勢が求められる。

4. 戦略的行政運営

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	B
------	---

戦略的行政運営について、広域連携の推進や職員の能力の向上といった重要性の高い施策への取り組みについては、評価できる。一方で、町民のニーズの把握や事業内容への理解を図るため、より地域に出向いて話し合う姿勢や、いきいきと仕事ができる働き方改革への取り組みなど、より強力に推進すべき分野もあるため、一部を改善し、推進することが必要である。

- 若々しく意識の高い優秀な職員が増え、窓口対応や地域での取り組みなど職員の資質が向上していると感じる。 **【重点的方針 施策4-1】**
- 職員のスキルアップへの取り組みは重要だが、単に研修だけでなく経験豊富な職員や課の枠を越えた交流による経験の蓄積も必要と考える。事業の見直しや作業の効率化についても、取り組むべきである。 **【重点的方針 施策4-1】**
- 計画等の策定に際しても、外部の専門的な知見を取り入れるとともに、職員が町民とひざを交えて話し合うことで意見をくみ取り、職員の自覚を高め、自らスキルアップする姿勢を育てる工夫も必要である。 **【重点的方針 施策4-1】**
- 「二宮町人材育成基本方針」は大変すばらしい内容である。定期的に振り返り、実際にどこまで実現できているか見直すことも必要である。 **【重点的方針 施策4-1】**
- これからも町の重要な取り組みを推進するためには、横断的に取り組み、その取り組み内容が町民に見える体制づくりを工夫することが望ましい。 **【重点的方針 施策4-2】**
- 今後は事業のスリム化が課題だが、分野別方針にある施策レベルから、内容が重複するような事業は、必要性に応じて統廃合など整理していくべきである。 **【重点的方針 施策4-2】**

この政策は内部的なものではあるものの、財政面など結果的に町民生活に関わる重要な施策なので、積極的に進めていく必要がある。その際、町民の理解を得られるようなさまざまな対応、多分野において職員の資質の向上を図ることが必要である。また、職員の自己有用感を高め、いきいきと仕事ができる環境整備、業務の見直しなど働き方改革の取り組みを進める必要がある。

その他 （行政評価システムの見直しについて）

今回、まちづくり委員会として政策評価について議論する前に、行政評価システム自体改善すべきであると意見が一致したため、見直しについて議論を行った。

評価全体として、改善すべき課題や事業の実施に伴う成果が見えにくい。原因として、評価すべき事業の数や評価項目が多いこと、評価指標が設定されていないことが考えられる。

評価のための職員の負担軽減を図りつつ、評価の目的や成果などが町民にわかりやすい評価システムに変わることを期待してこの項目を付け加えた。

- 課題だけでなく、成果などについても記載できる評価とする方がよい。評価することで、職員のモチベーションが上がるような評価にしてほしい。さらに、目標達成に向けてのプロセスについても評価の中で分かるようにすべきである。
- 町民にわかりやすい評価となるよう、評価の経過や背景がわかる設問設定とともに、評価指標等の設定についても検討すべきである。なお、評価指標の設定に際しては、選定した評価指標の妥当性などについても議論となっているため、数値化にこだわらず、町民に説明する姿勢を一番大切にしてほしい。
- 町が検討している行政評価を政策評価と事業評価に分け、各評価の目的を明確にしつつ、評価の対象をしぼる方向性で良いと考える。
- 具体的な評価方法の検討に際し、上位階層の評価から下位階層の評価まで、縦に施策や事業の位置付けが追跡できるものとなるよう工夫してほしい。
- 現在の町民満足度調査における各施策の重要度と満足度は、多様化する町民ニーズやその時々々の時事にも大きく影響されるため、行政評価の基礎資料として適さない。今後、アンケートの実施方法や活用といった在り方についても検討する必要がある。

検討経過

第1回二宮町まちづくり評価委員会

日 時 平成 31 年 2 月 8 日(金) 午前 9 時 30 分～ 12 時 15 分

内 容

- ・二宮町行政評価システムの概要等について
- ・政策評価に対する意見等について

第2回二宮町まちづくり委員会

日 時 平成 31 年 2 月 15 日(金) 午前 10 時 00 分～ 12 時 00 分

内 容

- ・政策評価に対する意見について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画における行政評価の意見書について

二宮町まちづくり評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が行う二宮町行政評価システム（以下「行政評価システム」という。）の運用に関し、行政外部の視点を加えた評価を行うため、二宮町まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が実施した政策評価に関し、必要な意見を述べること。
- (2) 委員会として政策評価を実施すること。

(組織)

第3条 委員会は委員6名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民間企業の経営者又は経験者
- (4) 行政経験者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 二宮町まちづくり評価委員会設置要綱(平成17年12月9日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町まちづくり評価委員会名簿

No.	氏 名	摘 要	区 分
1	大工原 主馬	公募の町民	1号
2	湯川 恵子 (会長)	学識経験を有する者	2号
3	吉田 美佳子	学識経験を有する者	2号
4	片岡 宇一郎 (副会長)	町内の公共的団体等の代表者	3号
5	間中 晟	行政経験者	4号